

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月十九日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第五条関係）	別表第一（第五条関係）		別表第一（第五条関係）	別表第一（第五条関係）	
事務局長専決事項	事務局長専決事項	事務局長専決事項	事務局長専決事項	事務局長専決事項	事務局長専決事項
第一 一般的事項 一一九（略） 十 職員の定年等に 関する規則（昭和 六十年広島県人事 委員会規則第二号 以下「定年規則」 という。）第三條 第四項の規定によ る勤務延長職員の 異動の承認	第一 一般的事項 一一九（略） 十 職員の定年等に 関する規則（昭和 六十年広島県人事 委員会規則第二号 以下「定年規則」 という。）第三條 第四項の規定によ る勤務延長職員の 異動の承認	第一 一般的事項 一一九（略） 十 職員の定年等に 関する規則（昭和 六十年広島県人事 委員会規則第二号 以下「定年規則」 という。）第三條 第三項の規定によ る勤務延長職員の 異動の承認	第一 一般的事項 一一九（略） 十 職員の定年等に 関する規則（昭和 六十年広島県人事 委員会規則第二号 以下「定年規則」 という。）第三條 第三項の規定によ る勤務延長職員の 異動の承認	第一 一般的事項 一一九（略） 十 職員の定年等に 関する規則（昭和 六十年広島県人事 委員会規則第二号 以下「定年規則」 という。）第三條 第三項の規定によ る勤務延長職員の 異動の承認	第一 一般的事項 一一九（略） 十 職員の定年等に 関する規則（昭和 六十年広島県人事 委員会規則第二号 以下「定年規則」 という。）第三條 第三項の規定によ る勤務延長職員の 異動の承認
課長専決事項	課長専決事項	課長専決事項	課長専決事項	課長専決事項	課長専決事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
グループ リーダー 専決事項	グループ リーダー 専決事項	グループ リーダー 専決事項	グループ リーダー 専決事項	グループ リーダー 専決事項	グループ リーダー 専決事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

十五 五十一	第二 (略)
一 十	(略)
十二 四十八	第二 (略)
一 十	(略)

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。